

第5回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会

令和7年10月20日

資料2

国家試験受験資格に関する仕組み等について

厚生労働省社会・援護局

国家試験受験資格に関する仕組みのとりまとめ・ご意見

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（抜粋）

5. 福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）

○ なお、地域において中核となりサービス提供体制の維持・確保を担う法人は社会福祉法人や、医療法人、株式会社など、様々な法人形態が考えられる。2040年に向けて、これらの法人が、サービス需要の変化に応じ、その役割を的確に果たしていくことが求められる。

また、障害福祉、保育の提供体制については、福祉サービス共通の課題の対応への側面に加え、固有の課題も有する。例えば、**福祉・介護の分野で働く人材が、それぞれの資格の専門性を踏まえつつ、複数の資格をとりやすくするといった、福祉サービス間における資格の取扱いをどう考えるか**という課題もある。

これらの観点も含め、関係審議会等において今後必要な論点については議論していく必要がある。

本専門委員会でいただいたご意見

<第1回（5/9）専門委員会におけるご意見>

○ 専修学校において時間制から単位制となる流れは、身につけたものを読み替えて、将来にわたって専門職として高めていくベースを考える上でも、コンピテンシー基盤型の教育の実現のために意味がある。

<第3回（8/29）専門委員会におけるご意見>

○ 「2040あり方検討会」では、分野を越えた連携が強調されている。多様なニーズに柔軟に対応し、協働化・大規模化を進めていくには、介護分野にとどまらない幅広い専門性を有する人材の確保が不可欠。直接介護に従事する介護職員だけでなく、福祉サービスを支える多様な専門職の確保といった視点が福祉サービスの継続には必要。

○ 介護人材の高齢化は、一方で経験豊富な人材を多く確保できる側面もあり、複合的なサービスや多機能に適した人材育成への強みもある。人口減少が進む中で、複合的役割に対応できる人材育成に向けた公的な支援策を講じることが重要。

（※）福祉部会においても、複数の委員から、複数の資格をとりやすくする仕組みについて検討が必要である旨のご意見をいただいている。

介護福祉士及び社会福祉士の養成課程の 概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護福祉士の資格の概要

1 介護福祉士の定義

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第2項

2 資格取得方法

4つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得を経た後に、国家試験に合格する「養成施設ルート」
- ② 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」
- ④ EPA（経済連携協定）（インドネシア・フィリピン・ベトナム）による介護福祉士候補者が3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格する「EPAルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 ・年1回の筆記試験（例年1月下旬に実施）
- 試験科目 ・領域：人間と社会（人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）
（筆記試験） ・領域：介護（介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）
・領域：こころとからだのしくみ（発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）
・領域：医療的ケア（医療的ケア）
・総合問題
- 第37回試験結果（令和6年度実施） 受験者数 75,387人、合格者数 58,992人（合格率78.3%）

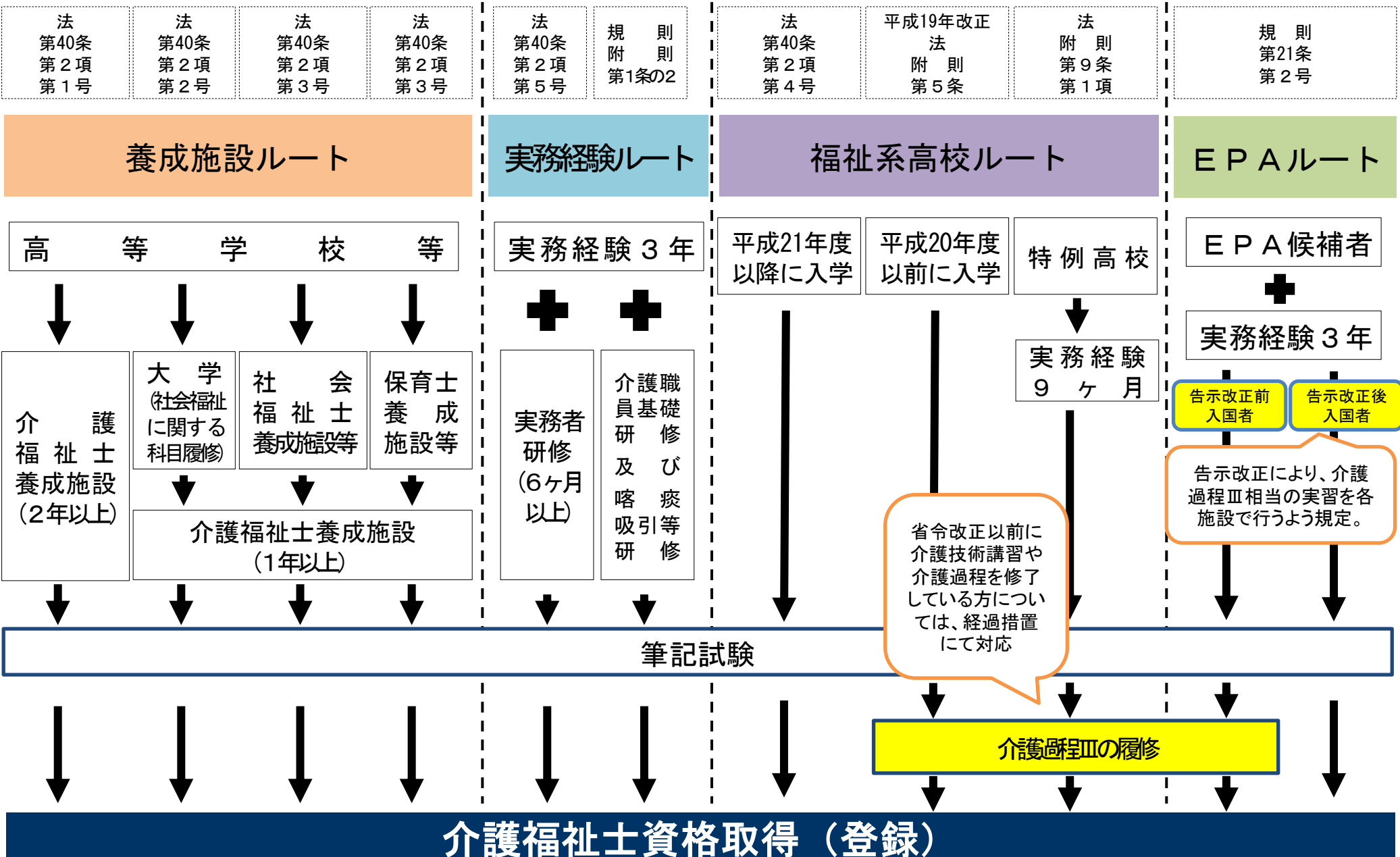
4 資格者の登録状況

2,004,027人（令和7年3月末現在）

5 介護福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数（令和7年4月1日時点）
介護福祉士養成施設 325校333課程
福祉系高等学校 109校110課程

「法」…社会福祉士及び介護福祉士法
「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則



見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置。

（「報告書」の養成課程の教育内容の見直しに係る部分について、事務局要約）

介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォロワーシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

見直しの観点

- 「報告書」を踏まえ、現行の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を整理し、下記の観点から教育内容の見直しを行った。
 - ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
 - ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
 - ③ 介護過程の実践力の向上
 - ④ 認知症ケアの実践力の向上
 - ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

教育内容の見直しのスケジュール

- 2018（平成30）年度から周知を行う。2019（平成31）年度より順次導入を想定。

第 1 号養成施設における介護福祉士養成課程の教育内容及び時間数

領域	教育内容	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	60以上
	社会の理解	60以上
	人間と社会に関する選択科目	- (※ 1)
	合計	240
介護	介護の基本	180
	コミュニケーション技術	60
	生活支援技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120
	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
医療的ケア	医療的ケア	50 (※ 2)
合計		1,850時間

(※ 1) 人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して240時間以上となるように定めるものとする。

(※ 2) 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも50時間以上とするものとする。

介護福祉士国家試験について

- 介護福祉士国家試験は、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアの領域について筆記試験を行っている。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）

（介護福祉士試験）

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。

第二十三条 筆記試験は、人間と社会の領域、介護の領域、こころとからだのしくみの領域及び医療的ケアの領域に関する知識及び技能について行う。

介護福祉士の在り方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書（平成18年7月5日）

Ⅳ教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実

2 教育内容について

- 介護福祉士養成のための教育内容は、介護が実践の技術である性格から、その基盤となる共用や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」、対人援助や他職種との協働に必要な基本的知識としての「こころとからだのしくみ」、根拠に基づく適切な介護の提供に必要な「介護」（「介護技術」と「実習」で構成）の3つの領域による構成とする。
- いずれも「介護のための」という視点のもと、理論と実践の融合化を目指す。

社会福祉士の資格の概要

1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

2 資格取得方法

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 年1回の筆記試験(例年2月上旬に実施)
- 試験科目 ①医学概論、②心理学と心理的支援、③社会学と社会システム、④社会福祉の原理と政策、⑤社会保障、
(筆記試験) ⑥権利擁護を支える法制度、⑦地域福祉と包括的支援体制、⑧高齢者福祉、⑨障害者福祉、
⑩児童・家庭福祉、⑪貧困に対する支援、⑫保健医療と福祉、⑬刑事司法と福祉、
⑭ソーシャルワークの基盤と専門職、⑮ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)、⑯ソーシャルワークの理論と方法、
⑰ソーシャルワークの理論と方法(専門)、⑱社会福祉調査の基礎、⑲福祉サービスの組織と経営
※精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①～⑦、⑨、⑬、⑭、⑯、⑲の12科目)
の試験が免除される。
- 第37回試験結果(令和6年度実施) 受験者数 27,616人、合格者数 15,561人(合格率56.3%)

4 資格者の登録状況

315,589人(令和7年3月末現在)

5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和7年4月1日時点)
福祉系大学等: 218校 265課程
社会福祉士指定養成施設: 70校 96課程

社会福祉士の資格取得ルート

「法」 ……社会福祉士及び介護福祉士法

法
第7条
第1号

法
第7条
第4号

法
第7条
第7号

法
第7条
第2号

法
第7条
第5号

法
第7条
第8号

法
第7条
第9号

法
第7条
第12号

法
第7条
第3号

法
第7条
第6号

法
第7条
第10号

法
第7条
第11号

福祉系大学ルート

短期養成施設ルート

一般養成施設ルート

福祉系
大学等
(4年)
指定科
目履修

福祉系
短大等
(3年)
指定科
目履修

福祉系
短大等
(2年)
指定科
目履修

福祉系
大学等
(4年)
基礎科
目履修

福祉系
短大等
(3年)
基礎科
目履修

福祉系
短大等
(2年)
基礎科
目履修

社会福祉
主事
養成機関

・児童福祉司
・身体障害者福祉司
・査指導員の障害者福祉司
・老人福祉指導主事
(実務4年)

一般
大学等
(4年)

一般
短大等
(3年)

一般
短大等
(2年)

相談援助実務
(4年)

実務
経験
(2年)

実務
経験
(1年)

実務
経験
(1年)

実務
経験
(2年)

実務
経験
(2年)

実務
経験
(1年)

実務
経験
(2年)

社会福祉士短期養成施設等(6月以上)

社会福祉士一般養成施設等
(1年以上)

社会福祉士国家試験

社会福祉士資格取得(登録)

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

社会福祉士養成課程における
教育内容等の見直しについて

令和元年6月28日

見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能（※1）の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習及び演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し 等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

社会福祉士養成課程の教育内容及び時間数

教育内容	時間数	
	社会福祉士短期養成施設	社会福祉士一般養成施設
医学概論		30
心理学と心理的支援		30
社会学と社会システム		30
社会福祉の原理と政策	60	60
社会保障		60
権利擁護を支える法制度		30
地域福祉と包括的支援体制	60	60
高齢者福祉		30
障害者福祉		30
児童・家庭福祉		30
貧困に対する支援		30
保健医療と福祉		30
刑事司法と福祉		30
ソーシャルワークの基盤と専門職		30
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		30
ソーシャルワークの理論と方法	60	60
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60
社会福祉調査の基礎		30
福祉サービスの組織と経営		30
ソーシャルワーク演習		30
ソーシャルワーク演習（専門）	120	120
ソーシャルワーク実習指導	90	90
ソーシャルワーク実習	240	240
合計	690時間	1,200時間

現在行われている科目免除等の仕組み

ひと、くらし、みらいのために

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）抜粋

2 実習及び演習の充実

○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築【ソーシャルワーク演習(30時間)】【ソーシャルワーク演習(専門)(120時間)】(再掲)

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、講義で学習した知識や技術を統合し具体的な事例を用いて実践的に、基礎的なソーシャルワーク機能を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容(共通科目)と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築する。

実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑩相談援助演習	150	→	⑩ソーシャルワーク演習	30
			⑪ソーシャルワーク演習(専門)	120

※共通科目
⑩ソーシャルワーク演習

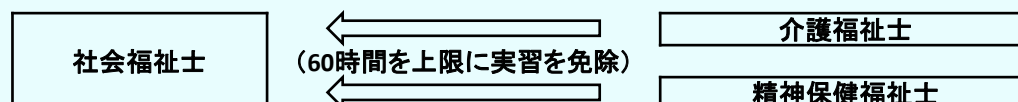
○ ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充【ソーシャルワーク実習(240時間)】(再掲)

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目において、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来るよう、実習の時間数を拡充し、2以上の実習施設で実習を行うこととする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑫相談援助実習	180	→	⑬ソーシャルワーク実習	240

○ 実習時間の免除の実施

⇒ 福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者を含む)が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限に実習を免除する。



※社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。

社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程との共通科目化について（令和3年度から順次実施）

- ソーシャルワーク専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充したところ（旧カリ：11科目420時間 ⇒ 新カリ：13科目510時間）。
- 科目間調整の結果、同じ名称であっても共通科目とそうでない科目（独自科目）とが設定されることになったが、次のような意味内容で区別している。

・ **共通科目＝同じ名称で教育内容も同じ科目（13科目）** ※黄色の網掛け

・ 独自科目＝同じ名称だが、教育内容が異なる科目（ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）など）

社会福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等			精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目					指定科目	基礎科目
①医学概論	30		○	○	←→	①医学概論	30		○	○
②心理学と心理的支援	30		○	○	←→	②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会学と社会システム	30		○	○	←→	③社会学と社会システム	30		○	○
④社会福祉の原理と政策	60	60	○		←→	④社会福祉の原理と政策	60		○	○
⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○	←→	⑤地域福祉と包括的支援体制	60		○	○
⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○	←→	⑥社会保障	60		○	○
⑦ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30		○	○	←→	⑦障害者福祉	30		○	○
⑧ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○		←→	⑧権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑨ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○		←→	⑨刑事司法と福祉	30		○	○
⑩地域福祉と包括的支援体制	60	60	○		←→	⑩社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑪福祉サービスの組織と経営	30		○	○	←→	⑪精神医学と精神医療	60	60	○	
⑫社会保障	60		○	○	←→	⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60	○	
⑬高齢者福祉	30		○	○	←→	⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑭障害者福祉	30		○	○	←→	⑭精神保健福祉の原理	60	60	○	
⑮児童・家庭福祉	30		○	○	←→	⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑯貧困に対する支援	30		○	○	←→	⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○	
⑰保健医療と福祉	30		○	○	←→	⑰精神障害リハビリテーション論	30	30	○	
⑱権利擁護を支える法制度	30		○	○	←→	⑱精神保健福祉制度論	30	30	○	
⑲刑事司法と福祉	30		○	○	←→	⑲ソーシャルワーク演習	30		○	○
⑳ソーシャルワーク演習	30		○	○	←→	㉑ソーシャルワーク演習（専門）	90	90	○	
㉑ソーシャルワーク演習（専門）	120	120	○		←→	㉒ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒ソーシャルワーク実習指導	90	90	○		←→	㉓ソーシャルワーク実習	210	210	○	
㉓ソーシャルワーク実習	240	240	○		←→					
合計	1,200	690	23科目	16科目		合計	1,200	750	22科目	12科目

※各養成科目の並びは、次に掲げる科目順のとおり ⇒ 社会福祉士：社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針、精神保健福祉士：精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針

社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験科目免除の仕組みについて

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）

第5条の2 精神保健福祉士であつて、社会福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する社会福祉士試験の科目のうち、厚生労働大臣が別に定める科目を免除する。

精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）

第6条 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第1号から第10号まで、第13号及び第15号に定める科目を免除する。

社会福祉士国家試験の科目
1 医学概論
2 心理学と心理的支援
3 社会学と社会システム
4 社会福祉の原理と政策
5 社会保障
6 権利擁護を支える法制度
7 地域福祉と包括的支援制度
8 高齢者福祉
9 障害者福祉
10 児童・家庭福祉
11 貧困に対する支援
12 保健医療と福祉
13 刑事司法と福祉
14 ソーシャルワークの基盤と専門職
15 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
16 ソーシャルワークの理論と方法
17 ソーシャルワークの理論と方法（専門）
18 社会福祉調査の基礎
19 福祉サービスの組織と経営

精神保健福祉士国家試験の科目
1 医学概論
2 心理学と心理的支援
3 社会学と社会システム
4 社会福祉の原理と政策
5 地域福祉と包括的支援体制
6 社会保障
7 障害者福祉
8 権利擁護を支える法制度
9 刑事司法と福祉
10 社会福祉調査の基礎
11 精神医学と精神医療
12 現代の精神保健の課題と支援
13 ソーシャルワークの基盤と専門職
14 精神保健福祉の原理
15 ソーシャルワークの理論と方法
16 ソーシャルワークの理論と方法（専門）
17 精神障害リハビリテーション論
18 精神保健福祉制度論

※社会福祉士国家試験においては、精神保健福祉士の登録を行った（もしくは申請中）の方について、受験申込時に必要な書類を提出することで、精神保健福祉士との共通科目が免除される。

同様に、精神保健福祉士国家試験においては、社会福祉士の登録を行った（もしくは申請中）の方について、受験申込時に必要な書類を提出することで、社会福祉士との共通科目が免除される。

実際の国家試験の運用としては、下記の通り。

土曜日 午後 精神保健福祉士（専門科目）

日曜日 午前 社会福祉士・精神保健福祉士
共通科目

日曜日 午後 社会福祉士（専門科目）

背景

- 女性の社会進出が進み、その働き方が多様化する中で、保育所等の利用率が上昇しており、必要となる保育の受け皿整備を進めるとともに、保育人材の確保に取り組んでいる。
- こうした中、「日本再興戦略」（平成27年6月30日閣議決定）において、他の福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について、検討を行うこととし、厚生労働省においても、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現に向けた検討を行う中で、専門人材の機能強化・最大活用を図るため、保健医療福祉の専門資格の新たな共通基礎課程の創設を目指し、当面の措置として、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討することとした。

対応

基本的考え方

- 各福祉系国家資格の養成課程の教育内容は、主としてその資格に求められる専門性に関するものとなっているが、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる部分については、各資格において共通する内容が多く含まれている。
- 福祉系国家資格所有者は、各々の養成課程において修得する福祉の基礎に関わる部分について、既にその内容を修得しているため、保育士養成課程等の「福祉職の基盤に関する科目」に係る部分について免除の方策をとることが考えられる。

保育士資格取得の際の具体的方策

- (1) 保育士試験科目の免除（対象：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）
指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目（社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護）については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって免除を行う。（別添1 参照）
- (2) 保育士養成施設での履修科目の一部免除（対象：介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士のみ※）
介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修の免除を行う。（別添2 参照）

※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

施行日

平成30年1月15日

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目(下図の網掛け部分)については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

○筆記試験科目

社会福祉

←

○対応する指定保育士養成施設の教科目

社会福祉(講②)

相談援助(演①)

…履修免除科目

児童家庭福祉

←

児童家庭福祉(講②)

家庭支援論(講②)

子どもの保健

←

子どもの保健Ⅰ(講④)

子どもの保健Ⅱ(演①)

子どもの食と栄養

←

子どもの食と栄養(演②)

保育原理

←

保育原理(講②)

乳児保育(演②)

保育相談支援(演①)

障害児保育(演②)

社会的養護

←

社会的養護(講②)

社会的養護内容(演①)

保育実習理論

←

保育内容総論(演①)

保育内容演習(演⑤)

保育の表現技術(演④)

教育原理

←

教育原理(講②)

保育の心理学

←

保育の心理学Ⅰ(講②)

保育の心理学Ⅱ(演①)

○実技試験

保育実習実技

←

○対応する保育士養成施設の教科目

保育の表現技術(演④)

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②…2単位)

【別添 2】介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設で学ぶ場合の履修科目免除について

福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について

平成29年5月24日

○ 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目に該当する科目」(下表「免除の可否」欄 ○印の科目)の履修の免除を行う。

※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

指定保育士養成施設における履修科目・単位数			介護福祉士養成施設卒業者	
系列	教科目	履修単位数	免除の可否	履修単位数
教養科目	外国語(演習)		※	
	体育(講義)	1	※	
	体育(実技)	1	※	
	その他		※	
教養科目 計		8以上		
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)		2
		教育原理(講義)		2
		児童家庭福祉(講義)	○	
		社会福祉(講義)	○	
		相談援助(演習)	○	
		社会的養護(講義)	○	
		保育者論(講義)		2
	計13			計6
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)		2
		保育の心理学Ⅱ(演習)		1
		子どもの保健Ⅰ(講義)		4
		子どもの保健Ⅱ(演習)		1
		子どもの食と栄養(演習)		2
		家庭支援論(講義)	○	
	計12			計10
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)		2
		保育内容総論(演習)		1
		保育内容演習(演習)		5
		乳児保育(演習)		2
		障害児保育(演習)		2
		社会的養護内容(演習)	○	
		保育相談支援(演習)		1
	計14			計13
	④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)		4
	⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)		4
		保育実習指導Ⅰ(演習)		2
	⑥総合演習	保育実践演習(演習)		2
必修科目 計		計51		計41
選択科目必修	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		6以上	※
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	○(Ⅲを選択時)
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)		1	○(Ⅲを選択時)
選択必修科目 計		9以上		
総合計		68以上		41以上

※は、各指定保育士養成施設において履修の免除の可否を判断する科目。

介護福祉士養成施設の教育内容及び時間数について

- 第1号養成施設は、修業年限が2年以上の介護福祉士養成施設である。
- 第2号等養成施設は、修業年限が1年以上で、大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等が入学することができる養成施設である。大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等及び、社会福祉士養成施設を卒業した者が当該養成施設で学ぶ場合に、一部の教育内容が短縮される。
- 第3号養成施設は、修業年限が1年以上で、保育士養成施設等を卒業した者が入学することのできる養成施設である。当該養成施設では、一部の教育内容が短縮される。

領域	教育内容	時間数		
		第1号 養成施設	第2号等 養成施設	第3号 養成施設
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上		
	人間関係とコミュニケーション	60以上		
	社会の理解	60以上		
	人間と社会に関する選択科目	—		
	合計	240	—	15
介護	介護の基本	180	180	180
	コミュニケーション技術	60	60	60
	生活支援技術	300	300	300
	介護過程	150	150	150
	介護総合演習	120	60	60
	介護実習	450	270	210
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	60	60
	発達と老化の理解	60	30	30
	認知症の理解	60	30	60
	障害の理解	60	30	30
医療的ケア	医療的ケア	50	50	50
合計		1,850	1,220	1,205

実務者研修の科目及び時間数について

- 介護福祉士の資格取得ルートのうち実務経験ルートについては、介護業務の実務経験３年以上に加えて、実務者研修を修了し、介護福祉士国家試験に合格することで資格を取得できる。 ※ 実務経験と実務者研修はどちらが先又は並行でも可
- 実務者研修は、都道府県知事等による指定を受けた機関等（介護福祉士実務者養成施設等）において実施される。
- 修業年限は、６ヶ月以上（ただし、他の一定の研修を修了していることにより、実務者研修の科目について一部読み替えがされる場合は１ヶ月以上）となっている。

科目	時間数
人間の尊厳と自立	5
社会の理解Ⅰ	5
社会の理解Ⅱ	30
介護の基本Ⅰ	10
介護の基本Ⅱ	20
コミュニケーション技術	20
生活支援技術Ⅰ	20
生活支援技術Ⅱ	30
介護過程Ⅰ	20
介護過程Ⅱ	25
介護過程Ⅲ	45
こころとからだのしくみⅠ	20
こころとからだのしくみⅡ	60
発達と老化の理解Ⅰ	10
発達と老化の理解Ⅱ	20
認知症の理解Ⅰ	10
認知症の理解Ⅱ	20
障害の理解Ⅰ	10
障害の理解Ⅱ	20
医療的ケア	50
合計	450

実務者研修における科目等の免除の仕組みについて

○実務者研修においては、現在、届出がなくとも「実務者研修における『他研修の修了認定』の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号）の福祉基盤課長通知により、以下の科目の免除を認めている。

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	実務者研修 時間数	介護職員初 任者研修	生活援助従 事者研修	介護に関する入 門的研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全国研修
					1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○		○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30				○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20				○	○		○	
コミュニケーション技術	20				○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○			○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○			○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○			○	○		○	
介護過程Ⅱ	25				○			○	
介護過程Ⅲ	45							○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○			○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60				○			○	
発達と老化の理解Ⅰ	10				○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20				○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20				○			○	
医療的ケア	50								喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	410	430	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要がある。

学校教育法改正による専修学校への単位制 の導入

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。

- ② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。

- ④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。

施行日

令和8年4月1日

学校教育法の改正を受けた主な制度改革事項（案）

※今後、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等を改正予定。

専門課程

	改正前
学生の修了認定	【800単位時間（単位制による学科にあつては30単位）×修業年限以上の授業時数（単位数）】の履修（修得）
入学資格	高等学校等を卒業した者に <u>準ずる学力</u> があると認められる者 （具体的な改正点） ・ <u>修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者</u>
在籍者の呼称	生徒
専門士の称号	告示に基づき、 <u>文部科学大臣が認定した課程を修了した者は称することができる。</u>
自己評価及び外部評価	小学校等と同等の項目での <u>自己評価が義務。</u> <u>学校関係者評価が努力義務。</u>



※施行は令和8年4月1日としつつ、必要な経過措置を設けることを検討中。

	改正後
	【31単位×修業年限以上の単位数】の修得（単位数に統一） ※学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに学生の修得単位数に基づき当該学年の課程の修了の認定を行うことも可能とすることを検討。
	高等学校等を卒業した者と <u>同等以上の学力</u> があると認められる者 （具体的な改正点） ・ <u>専修学校の高等課程（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。※）を修了した者</u> ※現行制度における大学入学資格が得られる高等課程
	学生
	<u>特定専門課程を修了した者は称することができる。</u>
	<u>大学と同等の項目での自己点検評価が義務。</u> <u>外部評価が努力義務。</u>

専攻科

	改正前
専攻科の設置	(新設)
修学支援新制度	
大学院入学資格	
高度専門士の称号	



	改正後
	特定専門課程（※）を置く専修学校には、設置が可能。 ※現行制度における大学編入学が認められる専門課程
	専攻科（大学の学部にあつては文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）の学生を対象とする。
	専攻科（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者について認めることを検討。
	大学院入学資格が得られる専攻科の修了者は称することができることを検討。

論 点

ひと、くらし、みらいのために

国家試験受験資格に係る論点

現状・課題

(資格保有者等に係る他資格養成課程の一部免除等)

- 平成30年の本専門委員会における議論を踏まえたカリキュラム改正により、社会福祉士の養成課程においては、介護福祉士養成課程における「介護実習」及び精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」を履修している者について、実習時間の一部免除を行っている。
- また、保育士養成課程については、介護福祉士養成施設等卒業者であれば一部科目免除を行っているほか、保育士試験については、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家資格所有者について、保育士試験科目の一部免除が行われている。
- 加えて、介護福祉士養成課程（修業年限2年以上、時間数1,850時間）においては、保育士養成課程を修了した者に対して、養成課程を一部短縮し修業年限について1年以上、時間数1,205時間としている。また、社会福祉士養成課程を修了した者等に対しては、修業年限1年、時間数1,220時間としている。
一方で、例えば介護福祉士国家試験の実務経験ルートにおける受験資格要件である実務者研修（450時間）については、他研修（介護関係）の修了により科目免除は行われているものの、他の国家資格の取得状況や、他の資格の養成課程の修了状況を踏まえた時間免除等は行われていない。

(学校教育法改正による専修学校への単位制の導入)

- 専修学校においては、修了認定を時間制で行っているところ、大学等との制度整合性の観点から、令和8年4月より単位制による修了認定を導入することとしている。一方で、例えば介護福祉士養成課程の修了認定については、現行制度において1,850時間の履修を求めており、時間制での認定となっている。

論点

- 生産年齢人口の減少が進んでいく中で、福祉分野で働く個人が複数の領域で活躍できる人材となるための多機能化を進めていくことが必要であることから、資格を取得しやすくするために、例えば、実務者研修の一部免除や、養成施設のカリキュラムを時間制から単位制にすること等を検討することについてどう考えるか。
- 既に行われている実習時間の一部免除や養成課程の短縮について、更に免除や短縮することについてどう考えるか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

政府文書における「複数資格の取得促進」の位置づけ（令和5～6年度）

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）

医療・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進、地域共生社会を支える人材の養成に関する研修の開発など、一人の人材が複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討を行う。

（厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室）

新資本実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

医療・看護・介護・福祉の国家資格については、複数の資格を従来よりも短期間で取得できるようにするため、それぞれの養成課程の中で共通する科目を読み替えて、類似科目について資格ごとの再度の履修を不要とする運用の在り方や、既に修得した単位数・時間数に応じて学修期間を短縮するための課題の整理等を行う。

「複数資格の取得促進」に向けた調査研究の概要（令和5～6年度）

- 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）や新資本実行計画2024年改訂版に基づき、予算事業において調査研究を実施
- 調査研究に当たり、現行の資格法の下で、「複数資格の取得促進」を図る方法として以下の2つを想定
 - ①大学・専門学校在学中に複数資格を取得しやすくする方法
 - ②大学・専門学校において1つ目の資格を取得し、卒業後に2つ目以降の資格を取得しやすくする方法

令和5年度

目的

- 複数資格の取得におけるカリキュラム編成上の課題等を把握
- 養成課程間の編入学における修業年限の通算の実態等を把握

対象

- 在学中に複数資格の取得が可能な大学・専門学校
- 看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の養成課程

方法

- ヒアリング調査（大学：8校、専門学校：2校）
- アンケート調査（計2,776サンプル）※回収率48.0%

令和6年度

目的

- 複数資格の取得における共通科目（※1）の設定に関する実態等を把握
- 養成課程間の編入学における既修得単位の包括認定（※2）に関する実態等を把握

対象

- 在学中に複数資格の取得が可能な大学・専門学校
 - 既修得単位の包括認定を行っている大学・専門学校
- （※1）一方の養成課程における法令上の授業科目として履修することにより、他方の養成課程における履修を免除している授業科目

方法

- ヒアリング調査Ⅰ（大学：5校、専門学校：3校）
 - ヒアリング調査Ⅱ（大学：5校、専門学校：3校）
- （※2）科目間の教育内容の相違にかかわらず、法令上の単位を一括して認定し、養成課程における授業科目の履修を一部免除する方法

令和5～6年度の調査研究において、共通科目の設定パターンや既修得単位の柔軟な認定方法、編入学時の法令解釈による修業年限短縮の事例等を把握